

# 総合事業に係る過誤申立について

請求誤り等により、給付実績(請求明細書)を取り下げる必要があるときは、介護保険課へ過誤申立をしてください。

以下、介護予防・生活支援サービス事業費に係る過誤申立について説明します。

- 提出書類 「過誤申立書(総合事業用)」。  
(船橋市役所本庁介護保険課の窓口、または郵送にて受け付けます。)
- 提出締切 毎月20日(休日と重なる場合にはその直前の平日)の3業務日前必着。
- 申立事由コード 「申立事由コード」欄には、下記の<様式番号>と<申立事由>を組み合わせた4桁の数字を記入してください。

## <様式番号>

様式番号	サービス種類
10	総合事業明細
	1 訪問型サービス(みなし)
	2 介護予防訪問型サービス(介護予防訪問介護に相当するサービス)
	3 介護予防生活支援サービス(緩和した基準によるサービス)
	4 通所型サービス(みなし)
	5 介護予防通所型サービス(介護予防通所介護に相当するサービス)
	6 介護予防運動機能向上デイサービス(緩和した基準によるサービス)
	7 介護予防ミニデイサービス(緩和した基準によるサービス)
20	ケアマネジメント費
	介護予防ケアマネジメント

## <申立理由>

申立理由番号	申立理由
02	請求誤りによる実績取り下げ
42	適正化による保険者申立の過誤取下げ

## (申立事由コードの記入例)

1	0	0	2
---	---	---	---

「通所型サービス(みなし)」について、「請求誤りによる実績取り下げ」を申立てる場合には、「1002」。

様式番号 申立理由番号

## ■注意事項

- ・同一審査月に、給付管理票の修正あるいは取消処理と、過誤申立を同時に行うことはできません。  
(給付管理票の修正・取消処理が優先となります。)
- ・平成31年3月提供分以前の介護予防ケアマネジメント費については、過誤申立の方法が異なります。

お問い合わせ先／船橋市役所 介護保険課 給付係

住所 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

電話 047-436-2304